

大阪市営住宅附帯駐車場使用料の減免及び徴収猶予実施要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日
改 正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）に規定する市営住宅附帯駐車場使用料の減免及び徴収猶予の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(使用料の減免の適用)

第3条 条例第53条の12第1項の駐車場の使用者が身体障がい者であることその他の事由により特に必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 使用者が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障がい者のうち、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当するとき又は自ら居住する住宅において当該障がいの程度に該当する者と同居しているとき

(2) 使用者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障がい者のうち、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級又は2級に該当するとき又は自ら居住する住宅において当該障がいの程度に該当する者と同居しているとき

(3) 使用者が、療育手帳の交付を受けている知的障がい者のうち、その障がいの程度がA又はB1に該当するとき又は自ら居住する住宅において当該障がいの程度に該当する者と同居しているとき

(4) 使用者が、市営住宅又は共同施設の修繕、改築、建替え、撤去その他市長が管理上必要があると認める事由により、駐車場の利用を一時的に制限されたとき

2 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の減免を適用しないものとする。ただし、第3号及び第4号に該当する場合において、使用者が前項第1号から第3号までに規定する障がいの程度に該当する場合は、この限りでない。

(1) 未納の家賃、使用料又は市営住宅若しくは共同施設に係る損害賠償金があるとき

(2) 条例第53条の15第1項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき

(3) 使用の承認に係る自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項において使用者が法人であるとき

(4) 使用の承認に係る自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項において事業用としての記載があるとき

3 使用者又はその者と同居している者（以下「使用者等」という。）が、複数の区画の使用的の承認を受けている場合は、第1項第1号から第3号までの規定に該当することにより条例第53条の12第1項に規定する使用料の減免を受ける区画数は、第1項第1号から第3号までの規定に該当する使用者等の人数の合計を超えないものとする。

(使用料の徴収猶予の適用)

第4条 使用者が災害により容易に回復することができない損害を受けた場合(適用についてはその都度定める。)は、3月以内の期間に限り、使用料の全額又は一部の徴収を猶予することができる。ただし、使用者が条例第53条の15第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(使用料の減免又は徴収猶予の申請)

第5条 使用者は、第3条第1項第1号から第3号までの規定に該当することにより条例第53条の12第1項に規定する使用料の減免を受けようとするときは、市営住宅附帯駐車場減免(更新)申請書(別記様式第1号)のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用の承認に係る自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (2) 使用者の運転免許証の写し
- (3) 使用者が使用の承認に係る自動車を使用することを証する書類(使用の承認に係る自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写しに記載されている使用者と異なる場合に限る。)
- (4) 第3条第1項第1号に該当するときには身体障がい者手帳の写し
- (5) 第3条第1項第2号に該当するときには精神障がい者保健福祉手帳の写し
- (6) 第3条第1項第3号に該当するときには療育手帳(認定カード)の写し

2 使用者は、前条第1項に該当することにより条例第53条の12第1項に規定する使用料の徴収猶予を受けようとするときは、別に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 規則第28条の6第1項の市長が特別の事由があると認めるときは、市長が第3条第1項第4号に該当すると認めた者が使用料の減免を受けようとするときとする。

(減免後の使用料の額、適用開始時期及び適用期間)

第6条 第3条第1項第1号から第3号までの規定に該当することにより条例第53条の12第1項に規定する使用料の減免を受ける者の減免後の使用料の額は6,300円とし、減免の適用開始時期及び適用期間は、当該申請の日の翌月から1年とする。ただし、規則第28条の4の規定による使用手続とあわせて前条第1項の規定による使用料の減免申請があったときの減免の適用開始時期及び適用期間は、当該申請をした者の使用の承認の日から11月後の月末までとする。

2 第3条第1項第4号に該当することにより条例第53条の12第1項に規定する使用料の減免を受ける者の使用料は免除することとし、減免の適用開始時期及び適用期間は市長が定める。

(使用料の減免の更新手続)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による減免申請をした者が、前条第1項の規定による使用料の減免適用期間満了後も引き続き使用料の減免を希望した場合において第3条第1項第1号から第3号までの規定に該当するときは、使用料の減免措置を更新することができる。

2 前項の規定により使用料の減免の更新を受けようとする者は、前条第1項の規定による減免適用期間満了の日までに、第5条第1項の規定による減免申請を行わなければならない。

(使用料の減免の決定通知等)

第8条 市長は、使用者から第5条第1項の規定による減免申請があったときは、当該

申請が条例第 53 条の 12 第 1 項及び第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かについて審査し、第 6 条第 1 項の規定による減免後の使用料の額、減免の適用開始時期及び適用期間について決定し、その決定内容を市営住宅附帯駐車場使用料減免決定通知書（別記様式第 2 号）又は市営住宅附帯駐車場使用料減免申請却下通知書（別記様式第 3 号）により当該使用者に通知しなければならない。

2 市長は、使用者が条例第 53 条の 12 第 1 項及び第 3 条第 1 項第 4 号の規定に該当すると認める場合には、第 6 条第 2 項の規定による減免の適用開始時期及び適用期間について決定し、その決定内容を市営住宅附帯駐車場使用料免除決定通知書（別記様式第 4 号）により当該使用者に通知しなければならない。

3 市長は、使用者から第 5 条第 2 項の規定による徴収猶予の申請があったときは、当該申請に基づき審査を行い、適用の可否及び徴収猶予の期間を決定して、その決定内容を別に定める決定通知書又は却下通知書により申請者に対し通知する。

（使用料の減免不要の届出及び決定の取消）

第 9 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当することにより条例第 53 条の 12 第 1 項の規定による使用料の減免を受けている者が、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。なお、この場合は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しなくなったと市長が認める日の属する月の末日をもって減免を終了することとする。

2 市長は、条例第 53 条の 12 第 1 項の規定による使用料の減免を受けている者が虚偽の申請により使用料の減免を受けているものと判明したときは、当該使用料の減免に係る決定を取り消し、既に減免した使用料を納付させる。

3 前項により減免決定を取り消すときは、市営住宅附帯駐車場使用料減免決定取消通知書（別記様式第 5 号）により当該使用者に通知しなければならない。

（実施の細目）

第 10 条 この要綱の実施について必要な事項は、都市整備局長が定める。

別記様式

第 1 号様式 市営住宅附帯駐車場減免（更新）申請書

第 2 号様式 市営住宅附帯駐車場使用料減免決定通知書

第 3 号様式 市営住宅附帯駐車場使用料減免申請却下通知書

第 4 号様式 市営住宅附帯駐車場使用料免除決定通知書

第 5 号様式 市営住宅附帯駐車場使用料減免決定取消通知書

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 本市が大阪府から取得した公営住宅及び特別賃貸住宅（以下「取得住宅」という。）の駐車場に、取得した日（以下「取得日」という。）以前から引き続き使用している者のうち、取得日の前日に大阪府において駐車場使用料減免の適用を受けていたものに係る次の表の左欄に掲げる期間における当該駐車場の減免後の使用料の額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。なお、取得日以降に、本市の施策上

の事情により駐車場に変更があった場合にもこれを適用するものとする。

取得日からの期間	左の期間での減免後の使用料の額
1年以下	1,200円
1年を超える2年以下	2,500円
2年を超える3年以下	3,700円
3年を超える4年以下	5,000円

- 3 取得住宅のうち大阪府が公営住宅法第2条第9号及び同法施行規則第1条第6号に規定する駐車場を設置していない住宅に、取得日以前から引き続き居住し第3条第1項第1号から第3号までに規定する障がいの程度に該当する入居者又は同居者で、取得日以降に市長が身体障がい者等に供する自動車保管場所として当該住宅敷地の一部を使用することを認めたものが、当該住宅敷地に本市が新たに設置した駐車場の使用の承認を受けた場合は、第3条第1項第1号から第3号までの規定に該当することにより使用料の減免の適用を受ける額は、前項の規定の例による。
- 4 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の大阪市営住宅附帯駐車場使用料の減免及び徴収猶予実施要綱の規定に基づき、使用料の減免の適用を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月6日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前にこの要綱による改正前の第1号様式により市長に提出された書類は、この要綱による改正後の第1号様式により市長に提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

市営住宅附帯駐車場使用料減免(更新)申請書

(月更新)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

申請日 年 月 日

下記のとおり、市営住宅附帯駐車場の使用料の減免を申請します。なお、減免理由が喪失した場合は、速やかに届け出ることを誓約します。

契約者氏名		電話番号	(通常)
			(昼間)
駐車場名		契約番号	
駐車場コード		区画番号	
使用車両の登録番号			
減免を受けようとする理由 (番号に○印をつけ、手帳所持者 氏名・続柄をご記入ください)	次の理由に該当するため 1. 身体障がい者手帳1級から4級 2. 精神障がい者手帳1級または2級 3. 療育手帳の等級がAまたはB1		
	手帳所持者氏名		申請者との続柄

市営住宅家賃、附帯駐車場使用料に滞納がある場合や、市営住宅もしくは共同施設にかかる損害賠償金がある場合は、減免適用を受けることはできません。

(添付書類)

- (1) 身体障がい者手帳・精神障がい者手帳・療育手帳のいずれかのコピー
- (2) 使用者の運転免許証のコピー
- (3) 使用車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項のコピー
- (4) 会社名義等で(3)の使用者欄に申請者が記載されていない場合、自動車使用証明書兼誓約書
(すでに提出されている場合は不要です)

なお、精神障がい者手帳・療育手帳・運転免許証・自動車検査証のコピーについては、有効期限内であることが分かるものに限ります。

〒
大阪市 区 丁目 番
住宅 棟 号
様

住宅管理センター^ー
〒
区 丁目 番
電話

年 月 日

市営住宅附帯駐車場使用料減免決定通知書

様

大阪市長

年 月 日付で申請のあった市営住宅附帯駐車場使用料減免申請について下記のとおり
決定しましたので通知します。

駐車場名		駐車場コード	
区画番号		契約番号	
減免後の使用料	月額 円		
減免期間	年 月 日	～	年 月 日

(注意事項)

次のような場合は、住宅管理センターへすぐにご連絡ください。

- (1) 使用者（同居者の方を減免事由に該当する方として届出されている場合は、同居者）が引越し等で住宅を退去したとき
- (2) 使用者（同居者の方を減免事由に該当する方として届出されている場合は、同居者）が減免事由となる障がいの程度（身体障がい1級から4級、精神障がい1級もしくは2級又は知的障がいAまたはB1）に該当しなくなったとき
- (3) 使用者が運転免許証を失効したとき
- (4) その他、届出事項に変更があったとき

〒
大阪市 区 丁目 番
住宅 棟 号
様

住宅管理センター[〒]
区 丁目 番
電話 —

年 月 日

市営住宅附帯駐車場使用料減免申請却下通知書

様

大阪市長

年 月 日付で申請のあった市営住宅附帯駐車場使用料減免申請について次の理由で却下しましたので通知します。

却下理由

〒
大阪市 区 丁目 番
住宅 棟 号
様

住宅管理センター[〒]
区 丁目 番
電話 一

年 月 日

市営住宅附帯駐車場使用料免除決定通知書

様

大阪市長

市営住宅又は共同施設の修繕、改築、建替え、撤去その他管理上の必要により、あなたに使用承認した駐車場の利用を一時的に制限するため、市営住宅附帯駐車場使用料について下記のとおり免除することに決定しましたので通知します。

駐車場名		駐車場コード	
区画番号		契約番号	
利用制限期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ただし、利用を制限する事由がなくなったときは、期間を変更する場合がある。		
減免期間	上欄記載の期間に同じ		
減免後の使用料	全額免除		
利用制限期間中の自動車保管場所	別紙のとおり		

(注意事項)

次のような場合は、住宅管理センターへすぐにご連絡ください。

- (1) 使用者が引越し等で住宅を退去了したとき
- (2) 使用者が運転免許証を失効したとき
- (3) その他、使用承認を受けた事項（車両等）に変更があったとき

〒
大阪市 区 丁目 番
住宅 棟 号
様

住宅管理センター[〒]
区 丁目 番
電話 —

年 月 日

市営住宅附帯駐車場使用料減免決定取消通知書

様

大阪市長

年 月 日付で決定した市営住宅附帯駐車場使用料減免について次の理由で取り消しましたので通知します。なお、本件取り消しに伴い、既に減免した使用料等については、別に添付する納付書により、本市へ返納してください。

取消理由

(取り消しの対象となる減免内容)

駐車場名		駐車場コード	
区画番号		契約番号	
減免後の使用料	月額	円	
減免期間	年 月 日	～	年 月 日
減免決定日	年 月 日		
減免決定取消日	年 月 日		
減免決定取り消しに伴い返納すべき額		円	